

氷見市就学援助事業実施要綱

平成18年1月30日

(目的)

第1条 この要綱は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第19条の規定に基づき、経済的理由により就学困難と認められる児童又は生徒（学校教育法第18条に規定する学齢児童又は学齢生徒をいう。以下同じ。）若しくは就学予定者（学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第5条第1項に規定する就学予定者をいう。以下同じ。）の保護者に対し援助を行うことについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(対象者)

第2条 就学援助を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、氷見市に居住し、または氷見市立の小学校及び中学校に在学する児童又は生徒若しくは就学予定者の保護者で、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第6条第2項に規定する要保護者（以下「要保護者」という。）
- (2) 教育長が別に定める基準により、前号に準ずる程度に困窮していると認められる世帯の児童及び生徒（以下「準要保護者」という。）

(援助費目)

第3条 援助費の種類は、次に掲げるとおりとする。ただし、就学予定者の保護者への支給は「(3) 新入学児童生徒学用品費」に限る。また、要保護者が法第13条の規定により教育扶助を受けているときは、「(1) 学用品費」から「(4) 校外活動費」まで、「(6) 体育実技用具費」及び「(7) 学校給食費」は、交付しない。

- (1) 学用品費
- (2) 通学用品費（第1学年の児童及び生徒を除く。）
- (3) 新入学児童生徒学用品費
- (4) 校外活動費
- (5) 修学旅行費
- (6) 体育実技用具費
- (7) 学校給食費
- (8) 医療費（学校保健安全法で指定された病名の治療に限る。）
- (9) 通学費

2 前号に定める費目にかかる援助額は、年度毎に教育長が別に定める。

(申請)

第4条 就学援助を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、教育長が別に定める定期申

請期間内及び随時申請期間内に、学校長を経て教育長に対し、対象者であることを証する書類を添えて就学援助の申請を行わなければならない。ただし、申請者が就学予定者の保護者の場合は、教育長が指定する日までに教育長に対し、対象者であることを証する書類を添えて就学援助の申請を行わなければならない。

(審査及び通知)

第5条 教育長は、前条の申請を受理したときは、その内容を審査のうえ、要保護者又は準要保護者の認定の適否を決定し、学校長を通じて申請者に通知する。ただし、申請者が就学予定者の保護者の場合は、申請者に通知する。

2 教育長は前項の審査を行うにあたり必要があると認めるときは、申請者に対し、必要な書類の提出を求めることができる。

(支給方法)

第6条 教育長は、別に定める支給時期に応じて、被認定者に対し援助費を支給するものとする。

なお、被認定者は、援助費の請求・受領等の権限を学校長に委任することができる。

2 被認定者が学校納付金を納めない場合は、教育長が定めるところにより、被認定者は、前項後段に規定する援助費の請求、受領等の権限を学校長に委任するものとする。

3 教育長は、第3条第1項第8号の医療費について、学校長を経て医療機関等の請求書を受け当該医療機関等に支払うものとする。

4 教育長は、援助費の過払いが生じた場合には、これを返還させることができる。

(交付の取消し)

第7条 教育長は、被認定者が次の各号のいずれかに該当するときは、その交付を取り消すものとする。

(1) 第2条の規定に該当しなくなったとき。

(2) 偽りその他不正な手段により援助費を受けたとき。

2 教育長は、前項第2号の規定により援助費を受けた者に対し、その援助費の全部又は一部を、その者から返還させることができる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年1月1日から施行する。